

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例案の概要について

1 趣旨

令和元年 10 月の全面施行から 6 年が経過するところ、条例施行後 3 年を目途とした見直し規定を踏まえ、この条例の施行状況および障害者の差別の解消に関する法制の整備の動向等を勘案し、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会での検討結果に基づき、必要な規定の整備等の措置を講ずる。

※ 施行後 3 年の時期はコロナ禍であったこと、令和 5 年 12 月には「手話等による意思疎通等促進条例」施行に伴う規定調整のための見直しを実施しているが、この条例の成果や課題を踏まえた見直し検討までには至っていなかったもの。

2 改正の概要

(1) 定義の精緻化（第 2 条関係）

① 世界保健機関が作成した国際疾病分類に基づき、現行条例上では、発達障害は精神障害に含まれるものとして規定しているところであるが、精神障害と発達障害の症状や福祉施策は異なっていること、当事者団体からも並列表記の要望があることから改める。

また、令和 7 年 12 月に高次脳機能障害者支援法が成立したことを受け、当該障害への理解を促進する観点から、併せて並列表記として追記する。

② 今なお車椅子利用者等への差別事例があることから、関連差別の規定をより明確化する。

③ 合理的配慮は情緒的・主観的なものではなく、客観的・実質的な内容を伴ったものというニュアンスを正確に伝えとともに、「合理的」の意味をより明確化するため規定をより精緻化する。

(2) 県の責務に事業者が行う事前的改善措置に対する支援を追加（第 4 条関係）

国スポ・障スポでのバリアフリーの進展を大会後も未来へ引き継がれるレガシーとするため、事業者が取り組む社会的障壁の除去に対し、県が支援する仕組みの規定を整備する。

(3) 有識者からの助言（第 7 条関係）

差別事象に対する県の相談支援に係る質の向上を図るため、県が有識者に助言を求める仕組みの規定を整備する。

(4) あっせんの申立ての充実（第 11 条関係）

① 当事者である障害者の自己決定権をより尊重する観点から文言を修正する。

② 申立てに関して県が支援する仕組みを創設し、本人への意思決定支援の充実を図る。

3 スケジュール（予定）

令和8年8月	常任委員会(改正条例案報告)
令和8年8～9月	県民政策コメント(1か月間)
令和8年10月	常任委員会(県民政策コメントの報告)
令和8年11月	改正条例案提出
令和8年12月	常任委員会(改正条例案審査)
公布の日	施行

(案)

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成 31 年滋賀県条例第 8 号）付則第 3 項の規定に基づき、同条例の施行状況および障害者の差別の解消に関する法制の整備の動向等を勘案し、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるため、同条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者、障害を理由とする差別および合理的配慮の定義を改めることとします。（第 2 条関係）
- (2) 県は、事業者による合理的配慮を的確に行うための環境の整備を促進するため、事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとします。（第 4 条関係）
- (3) 県は、相談の申出があったときに講ずる措置に係る業務の質の向上を図るため、障害者、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者に対して、助言を求めるものとするとともに、当該助言を求められた者の守秘義務について定めることとします。（第 7 条関係）
- (4) 相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の当該障害者を支援する者は、当該障害者の権利利益を擁護するため必要があると認める場合に限り、あっせんの申立てをすることができることとします。（第 11 条関係）
- (5) 知事は、相談事案の当事者である障害者に対し、あっせんの申立てに関し、意思決定のための支援その他の必要な支援を行うものとします。（第 11 条関係）
- (6) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例新旧対照表 (案)

旧	新
第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害<u>(発達障害を含む。)</u>、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (2) 省略 (3) 障害を理由とする差別 正当な理由なく障害または<u>障害に関連する事由</u>を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいう。 ア～シ 省略 (4) 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の家族、後見人その他の関係者が当該障害者に代わって行うものを含む。）があつた場合において、当該障害者	第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害、<u>発達障害、高次脳機能障害</u>、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (2) 省略 (3) 障害を理由とする差別 正当な理由なく障害または<u>障害関連事由（車椅子、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。）等の使用、障害者の介助を行う者の付添いその他の障害に関連する事由をいう。）</u>を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいう。 ア～シ 省略 (4) 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の家族、後見人その他の関係者が当該障害者に代わって行うものを含む。）があつた場合において、当該障害者

旧	新
の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組をいう。ただし、その実施に伴う負担が<u>過重になるものを除く。</u> (5) 省略 第3条 省略 (県の責務) 第4条 省略 2 省略 (新設) <u>3・4</u> 省略 第5条・第6条 省略 (相談) 第7条 省略 2 省略 (新設)	の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な<u>現状の変更、調整その他の取組</u>をいう。ただし、その<u>取組の実施に伴う負担が当該取組を実施する者の事情に鑑みて社会通念上相当と認められる範囲を超えるものを除く。</u> (5) 省略 第3条 省略 (県の責務) 第4条 省略 2 省略 <u>3 県は、事業者による合理的配慮を的確に行うための環境の整備を促進するため、事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。</u> <u>4・5</u> 省略 第5条・第6条 省略 (相談) 第7条 省略 2 省略 <u>3 県は、前項各号に掲げる措置に係る業務の質の向上を図るため、障害者、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者に対して、助言を求めるものとする。</u>

旧	新
(新設) 第8条～第10条 省略 (あっせんの申立て) 第11条 省略 2 相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の<u>障害者を保護する者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。</u> 3 省略 (新設) 第12条以下 省略	<u>4 前項の規定により助言を求められた者は、その助言に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</u> 第8条～第10条 省略 (あっせんの申立て) 第11条 省略 2 相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の<u>当該障害者を支援する者は、当該障害者の権利利益を擁護するため必要があると認められる場合に限り、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。</u> 3 省略 <u>4 知事は、相談事案の当事者である障害者に対し、第1項の規定によるあっせんの申立てに関し、意思決定のための支援その他の必要な支援を行うものとする。</u> 第12条以下 省略